

⑫ 外出手段の支援



1. 福祉タクシー

歩行困難な肢体不自由者又は日常生活に支障がある方の利便を図るために、1か月あたり3,500円相当の福祉タクシー利用券を交付します。

■ 対象

次のいずれかに該当する方

1. 下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1～3級の方
2. 視覚障害で、身体障害者手帳1・2級の方
3. 上肢機能障害で、身体障害者手帳1級の方
4. 内部障害で、身体障害者手帳1～3級の方
5. 知的障害で、愛の手帳1・2度の方

■ 支給制限

次のいずれかに該当する方は交付の対象となりません。

1. 自動車燃料費の助成を受給している方
2. 本人（20歳未満の場合は扶養義務者）の所得が、別表（P154）の限度額を超えている方

■ 手続きに必要なもの

身体障害者手帳・愛の手帳、印鑑（スタンプ印不可）

※転入の方は本人（20歳未満の場合は扶養義務者）の前年の所得がわかる（非）課税証明書

☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話（5246）1201 FAX（5246）1179

2. 自動車燃料費の助成

本人又は生計を一にする方が所有し、主に心身障害者のために利用する自家用車の燃料費を月額2,200円を限度として助成します

■ 対象

次のいずれかに該当する方で、自動車税が減免されている方

1. 下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1～3級の方
2. 視覚障害で、身体障害者手帳1・2級の方
3. 上肢機能障害で、身体障害者手帳1級の方
4. 内部障害で、身体障害者手帳1～3級の方
5. 知的障害で、愛の手帳1・2度の方

■ 支給制限

次のいずれかに該当する方は助成を受けられません。

1. 福祉タクシー利用券を受給している方
2. 本人（20歳未満の場合は扶養義務者）の所得が、別表（P154）の限度額を超えている方

■ 手続きに必要なもの

1. 身体障害者手帳・愛の手帳
2. 印鑑（スタンプ印不可）
3. 車検証

4. 自動車税減免決定通知書
5. 預金通帳（自動車所有者のもの）
6. 転入の方は本人（20歳未満は扶養義務者）の前年の所得がわかる（非）課税証明書

☆ **問合せ**

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話（5246）1201 FAX（5246）1179

3. リフト付タクシー

車いすや寝台使用の障害者の方が、そのまま乗車できるリフト付タクシーの予約手数料、迎車料金等を助成しています。

■ **対象**

福祉タクシー券の対象と同じです（P92参照）。所得による制限はありません。

■ **利用方法**

障害福祉課にあらかじめ登録していただき、所定のタクシー会社に直接予約することで、普通タクシーの料金で利用できます。利用希望の1か月前から予約できます。

■ **手続きに必要なもの**

身体障害者手帳・愛の手帳、印鑑（スタンプ印不可）

☆ **問合せ**

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話（5246）1201 FAX（5246）1179

4. 車いすの貸出

介護保険法による借受ができない方や介護保険申請中の方、病気やケガなどで、一時的に車いすが必要となった方へ車いすの貸出を行っています。

■ **貸与期間**

3か月

※ただし、1回のみ更新（3か月）可能

なお、通算6か月間借りた方はその後の貸出はできません。

■ **費用**

無料

※急に必要な時や短期間必要な時には、地域の方々のご協力により区内に「車いすステーション」を設けていますので、ご利用ください。貸与期間は一週間程度、費用は無料

☆ **問合せ**

台東区社会福祉協議会 台東ボランティア・地域活動サポートセンター

〒110-0004 台東区下谷1-2-11

電話（3847）7065 FAX（3847）0190

5. 補助犬の給付

■ 対象

次のすべての要件に該当する方

1. 区内に居住する満18歳以上の在宅の身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・盲導犬・・・視覚障害1級
 - ・介助犬・・・肢体不自由1・2級
 - ・聴導犬・・・聴覚障害2級
2. 都内におおむね1年以上居住している方
3. 世帯の所得税平均月額が77,000円未満の方
4. 他人の所有する家屋に住んでいる場合は所有者又は管理人の承諾が得られる方
5. 所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理することができると思われる方
6. 社会活動への参加に効果があると認められる方

■ 費用

無料。飼育費などは自己負担

■ その他

- ・給付頭数には限りがあります。
- ・申請前に補助犬訓練事業者と相談するなどの要件がありますので、申請前にお問合せください。

☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話 (5246) 1201 FAX (5246) 1179

6. 福祉車両（スロープ付自動車）の貸出

高齢や障害などで、外出に大きな制限を受ける方に対し、スロープ付き福祉車両の貸出を行っています。送迎、レクリエーション、通院などにご利用ください。

■ 対象

- ・在宅の高齢者、障害者で移動に車両を必要とする者
- ・車いすの利用者

■ 費用

無料（走行した分のガソリン代は自己負担）

※なお、福祉車両を利用するにあたり、運転手を確保できない場合は、運転ボランティアなどを利用することができます。台東ボランティア・地域活動サポートセンターまでご相談ください。

☆ 問合せ

台東区社会福祉協議会 台東ボランティア・地域活動サポートセンター

〒110-0004 台東区下谷1-2-11

電話 (3847) 7065 FAX (3847) 0190